

実 施 設 計 承 認

理 事 長	業務執行理事 (兼)事務局長	事務部長	次長(兼) 総務課長	事業課長	課 員
	所 長	副所長	副所長	施設課長	課 員
(事業区分) 広島港出島地区廃棄物等埋立処分事業費				(中) 保守料	(小)

一般財団法人広島県環境保全公社

令和8～10年度

広島港出島地区廃棄物等埋立処分場受入施設
建築設備保守点検業務

(広島市南区出島四丁目1番4号及び同所地先)

当初・第回変更

仕様書

業 務 概 要

1	空調換気機器等の保守点検に関する業務	1式
2	排水ポンプの保守点検に関する業務	1式
3	電気温水器の保守点検及び清掃に関する業務	1式
4	汚水槽の保守点検及び清掃に関する業務	1式
5	余水給水ユニット及び南側護岸洗車用水槽清掃業務	1式

受入施設建築設備保守点検業務内訳書

出島処分場

品名・仕様	数量	単位	単価	金額	摘要
1 空調機					
室外機機能点検（11台）	6	回			
室内機機能点検（12台）	6	回			
フィルター清掃（12台）	6	回			
室内機ドレンパン清掃（8台）	1	回			
2 フィルターユニット　プレフィルター清掃（12台）	12	回			
3 排水ポンプ					
管理棟配管ピット内ポンプ点検（1台）	3	回			
トラックスケール排水ポンプ点検（2台）	3	回			
汚水槽内ポンプ点検（2台）	3	回			
4 全熱交換器					
機能点検（7台）	3	回			
フィルター清掃（7台）	3	回			
5 排気ファン					
機能点検（12台）	3	回			
メーカーによる機能点検（12台）	3	回			
受入施設内天井吸込口清掃（18か所）	3	回			高所作業車

受入施設建築設備保守点検業務内訳書

出島処分場

品名・仕様	数量	単位	単価	金額	摘要
6 換気扇類清掃					
天井扇（30台）換気扇（4台）グリル（37台）	6	回			
有圧扇（7台）	6	回			
エアカーテン（25台）	12	回			高所作業車
7 電気温水器点検（3台）	6	回			
8 汚水槽清掃（1槽：2m×2.5m×2.2m）	6	回			
9 余水給水ユニット及び南側護岸洗車用水槽清掃	3	回			余水 2 m ³ ×1基 洗車用 6 m ³ ×1基
10 管理棟及び受入施設見学室等床清掃・倉庫3内部清掃	3	回			
小計					
消費税	%	10			
合計					

受入施設建築設備保守点検業務特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様書は、出島地区廃棄物等埋立処分場受入施設（以下「施設」という。）内の建築設備が常時正常に稼働するために必要な保守点検業務について規定するものである。

本特記仕様書に記載のない事項については、「広島県施設管理業務共通仕様書（空調・給水・排水）」によるものとする。

2 対象となる建築設備

- (1) 管理棟 空調換気機器，器具一式
- (2) 受入施設 空調換気機器・器具，エアカーテン，排気ファン等，
- (3) その他排水ポンプ類，電気温水器，汚水槽
- (4) 余水給水ユニット及び南側護岸洗車用水槽

3 保守点検業務内容

受託者は、施設内の建築設備が正常な稼働を維持するため各機器，器具の取扱説明書を基に「保守点検項目」に定められた業務回数の通り技術者を派遣して次の業務を行うものとする。

- (1) 空調換気機器等の保守点検業務
 - ア 空調換気機器，器具等の操作及び保守点検に関する業務
(通常必要な清掃及び分解清掃，修理，消耗品等の交換含む)
 - イ 性能の管理に関する業務
(運転異常等の報告)
 - ウ エアカーテン，排気ファン等の保守点検に関する業務
(グリース充填、プレフィルター清掃等を含む。プレフィルター交換作業は別途協議する。)
 - エ 排気ファンの性能に関する業務（メーカーによる点検を含む。)
 - オ 受入施設天井の排気グリルの清掃及び見学室のガラス清掃
- (2) 排水ポンプの保守点検業務
- (3) 電気温水器の保守点検及び清掃業務
- (4) 汚水槽の保守点検及び清掃業務
- (5) 余水給水ユニット（2 m³×1 基）及び南側護岸洗車用水槽（6 m³×1 基）の清掃業務
- (6) 管理棟及び受入施設玄関・階段 1・見学室前廊下及び見学室内の床面清掃（ポリッシャー）と倉庫 3（書庫）の書類箱天日干し及び内部の整理清掃業務
- (7) 資料作成に関する業務
(必要に応じて各機器・器具の改善，修繕についての資料等を作成する。)
- (8) 保守点検内容外で，消耗部品の交換等の必要性が生じた場合は別途協議をすること。交換等に係る費用については別途扱いとする。
- (9) 運転及び保守点検等について，問題が生じた場合は，その内容を発注者に報告し別途協議する。

4 緊急保守

- ・ 受託者は，発注者から故障等による保守点検の要請を受けた場合には，速やかに技術者を派遣して故障等の修復に当たるものとする。修復に要した費用は別途協議の上，支払うものとする。

5 業務実施時期及び支払

- ・ 業務実施は、別紙「保守点検項目」の実施月に基づき実施すること。
- ・ 実施日程表を作成し、提出すること。
- ・ 業務の支払回数は年4回とする。

6 業務実施状況は、保守点検報告書を作成し、すみやかに提出するものとする。

7 契約は、予算成立後とする。

広島港出島地区廃棄物等埋立処分場受入施設建築設備保守点検項目

(1年あたり)

品 名 ・ 仕 様	数 量	単 位	実 施 月
1. 空調機			
室外機機能点検(11台)	2	回	6月・12月
室内機機能点検(12台)	2	回	6月・12月
フィルター清掃(12台)	2	回	6月・12月
室内機ドレンパン清掃(8台)	(1)	回	R8・5月
2. フィルターユニット プレフィルター清掃(12台)	4	回	6月・9月・12月・3月
3. 排水ポンプ			
管理棟配管ピット内ポンプ点検(1台)	1	回	12月
トラックスケール排水ポンプ点検(2台)	1	回	12月
汚水槽内ポンプ点検(2台)	1	回	12月
4. 全熱交換器			
機能点検(7台)	1	回	12月
フィルター清掃(7台)	1	回	12月
5. 排気ファン			
機能点検(12台)	1	回	6月
メーカーによる性能点検(12台)	1	回	12月
受入施設内天井吸込口清掃(18か所)	1	回	* 12月
6. 換気扇類			
天井扇(30台) 換気扇(4台) グリル清掃(37台)	2	回	6月・12月
有圧扇 羽清掃(7台)	2	回	6月・12月
エアカーテン清掃(25台)	4	回	6月・9月・12月・3月
7. 電気温水器点検(3台)	2	回	6月・12月
8. 汚水槽清掃(1槽 : 2m × 2.5m × 2.2m)	2	回	6月・12月
9. 管理棟床及び受入施設書庫・玄関・階段1・見学室清掃	1	回	* 12月
10. 余水給水ユニット及び南側護岸洗車用水槽清掃	1	回	9月

- ・ 交換部品等は別途とする。
- ・ 実施月に*印のついた業務は休日業務とする。

(別紙)

支払内訳書

業務実施月	支払い金額	うち、消費税及び地方消費税	備考
令和8年6月			
令和8年9月			
令和8年12月			
令和9年3月			
令和9年6月			
令和9年9月			
令和9年12月			
令和10年3月			
令和10年6月			
令和10年9月			
令和10年12月			
令和11年3月			
合計			

1 報告書の提出

受注者は、上記に定める業務実施月に係る委託業務が完了したときは、速やかに報告書を作成し発注者に提出する。

2 委託料の支払

受注者は、報告書を発注者に提出したときは、速やかに委託料請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。発注者が支払期日までに受注者に対して委託料を支払わないときは、発注者は、受注者に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年2.5パーセントの割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

3 支払内訳書に記載の消費税及び地方消費税の額は、この契約の成立日の税率により計算したものであり、税率が変更になった場合には、発注者は、変更後の税率により計算した消費税及び地方消費税を受注者に支払うものとする。